

# ケーブルテレビによるテレビ愛知の 地上デジタル放送終了について

アイティービー  
株式会社 ZTV 伊勢放送局

平素は、テレビサービスをご利用頂きまして、誠に有難うございます。

さて、テレビ愛知の地上デジタル放送につきましては、皆様の地域で継続的に放送ができるよう、関係機関に対し度重なる要望と協議を重ねてまいりましたが、一部の地区におきましては正式に合意を得る事が出来ませんでした。

弊社ではご加入者様のテレビ愛知の視聴習慣を保護する観点から、総務省の専門機関である電気通信紛争処理委員会にあっせん申請を行い、テレビ愛知と弊社があっせん委員を仲介役とし、再放送問題の解決に向け協議を行った結果、激変緩和措置として平成 26 年 9 月末日（以下「激変緩和措置期限」という。）までの放送実施を得る事が出来ました。

その後も激変緩和措置地域（下記対象地区）の恒久的な再放送を実現するため、弊社では引き続きテレビ愛知および地元放送局と協議を重ねて参りましたが、地元放送局の理解を得ることが非常に困難であり、地元放送局の了解を条件とするテレビ愛知からは放送継続に必要な再放送同意書を得る事が不可能となりました。

このような状況につき恒久的なテレビ愛知の放送継続が困難でありますので、誠に申し訳ございませんが激変緩和措置期限である平成 26 年 9 月末日を以って下記対象地区におけるケーブルテレビによるテレビ愛知の地上デジタル放送を終了させていただきます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

**テレビ愛知（地上デジタル放送） 放送終了日時**

**平成 26 年 9 月 30 日（火） 24 : 00**

<お問い合わせ先>

アイティービー 株式会社 ZTV 伊勢放送局

 0120-925-521 (9:00~17:30/年中無休)

(対象地区)

●伊勢市

宇治館町、宇治今在家町、宇治中之切町、宇治浦田 1~3 丁目、桜木町、中之町、中村町桜が丘、岡本 1~3 丁目、岩渕 1 丁目、豊川町、本町、宮後 1 丁目、一之木 1 丁目、一志町、八日市場町、大世古 1 丁目、曾祢 1 丁目、宮町 1 丁目、常磐町、常磐 2~3 丁目、浦口町、浦口 2~4 丁目、二俣町、二俣 1~4 丁目、辻久留町、辻久留 1~3 丁目、中島 2 丁目、藤里町、旭町、前山町、大倉町、佐八町、津村町、上地町、栗野町、中須町、川端町、中村町、一字田町、朝熊町、上野町、円座町、神菌町、横輪町、矢持町

●度会郡

玉城町全域、度会町全域・南伊勢町全域

●鳥羽市全域

●志摩市磯部町全域